

## 令和3年度「東京都環境影響評価審議会」第一部会（第11回）議事録

■日時 令和4年2月18日（金）午前10時00分～午後0時13分

■場所 WEBによるオンライン会議

■出席委員

柳会長、齋藤第一部会長、荒井委員、奥委員、玄委員、小林委員、高橋委員、水本委員、森川委員、横田委員

■議事内容

### 1 環境影響評価書案に係る総括審議

大井町駅周辺広町地区開発

⇒ 大気汚染、騒音・振動及び風環境に係る委員の意見について、指摘の趣旨を答申案に入れることとした。

総括審議の結果、答申案について全会一致で総会へ報告することとした。

### 2 環境影響評価書案に係る質疑及び審議

ア （仮称）神宮外苑地区市街地再開発事業【1回目】

⇒ 大気汚染、騒音・振動、土壌汚染、地盤、水循環、生物・生態系、日影、電波障害、風環境、景観、史跡・文化財、自然との触れ合い活動の場、廃棄物及び温室効果ガスの全14項目について、質疑及び審議を行った。

イ （仮称）渋谷二丁目西地区第一種市街地再開発事業【1回目】

⇒ 大気汚染、騒音・振動、日影、電波障害、風環境及び景観の全6項目について、質疑及び審議を行った。

令和3年度「東京都環境影響評価審議会」

第一部会（第11回）

速 記 録

令和4年2月18日（金）

Webによるオンライン会議

(午前 10 時 00 分開会)

○宮田アセスメント担当課長 委員の皆様、おはようございます。本日は、御出席いただき、ありがとうございます。

それでは、本日の委員の出席状況について事務局から御報告申し上げます。現在、委員 12 名のうち 10 名の御出席を頂いており、定足数を満たしております。

これより、令和 3 年度第 11 回第一部会の開催をお願いいたします。

本日は傍聴の申出がございました。齋藤部会長、よろしくをお願いいたします。

○齋藤部会長 どうもありがとうございました。

それでは審議に入ります前に、本日は傍聴を希望する方がおられます。本会議の傍聴は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、Web 上での傍聴のみとなっております。

それでは、傍聴の方を入室させてください。

(傍聴人入室)

○齋藤部会長 ただいまから第一部会を開催いたします。

本日の会議は、次第にありますように、「大井町駅周辺広町地区開発」環境影響評価書案に係る総括審議、「(仮称)神宮外苑地区市街地再開発事業」環境影響評価書案に係る質疑及び審議の 1 回目、「(仮称)渋谷二丁目西地区第一種市街地再開発事業」環境影響評価書案に係る質疑及び審議の 1 回目、その他となります。

○齋藤部会長 それでは、次第 1 の「大井町駅周辺広町地区開発」環境影響評価書案に係る総括審議を行います。

まず、事務局から資料の説明をお願いいたします。

○宮田アセスメント担当課長 それでは、事務局から説明させていただきます。

資料 1-1 を御覧ください。資料 1-1 は、前回までの部会における 3 回の審議内容を整理したものととなります。各委員からの指摘、質問事項等を環境影響評価項目ごとに「大気汚染」「騒音・振動」「土壌汚染」「地盤」「水循環」「日影」「風環境」「景観」「史跡・文化財」「自然との触れ合い活動の場」「廃棄物」「温室効果ガス」の順序で取りまとめており、合計 23 件、環境影響評価項目以外の「その他」が 4 件となりました。

前回で追加となった事項は、一番右の「取扱い」欄に「1/20」(1 月 20 日)と記載してございます。

前回追加となった項目を御報告させていただきます。1 ページの「大気汚染」番号 1、2 ページの「騒音・振動」番号 1 及び番号 2、5~6 ページにかけての「水循環」番号 4、9~10 ペ

ージにかけての「風環境」番号1及び番号2、11ページの「景観」番号2、13ページの「廃棄物」番号1、15ページの「その他」番号4となります。10ページの「風環境」番号1については事業者から回答の補足がありましたので、追記してございます。

また、前回で総括審議事項に取り上げるとしたものには、右の欄「取扱い」に「総括審議事項へ」を記載しております。4点ございまして、1つ目、3ページの「大気汚染」番号1、2つ目、3～4ページの「騒音・振動」番号1、4ページの「騒音・振動」番号2、10ページの「風環境」番号2、以上4点が総括審議事項となっております。

それでは、4つの総括審議事項について御説明いたします。

1つ目の「大気汚染」番号1についてですが、建設機械の稼働に伴う二酸化窒素は、最大着地濃度の予測結果では、本事業による寄与率が高いことから、その対応等について質疑が行われました。事業者からは、「事後調査を行っていく中で、予測結果と整合を取り、明らかに影響が大きいとき、さらなる環境保全措置を検討し、環境保全を進めていく。」と回答がありました。

2つ目の「騒音・振動」番号1についてですが、計画地南側の区役所通りは片側1車線の道路であり、工事用車両等による交通量の増加に伴う環境影響が懸念されることから、その予測や対応等について質疑が行われました。事業者からは、「反射音があることや調査場所がないことから予測はできないが、工事用車両等に伴う騒音・振動の低減に努めていく。」と回答がありました。

3つ目の「騒音・振動」番号2についてですが、計画地周辺における道路交通騒音は、現況において環境基準値を上回る地点があり、工事用車両及び関連車両の走行に伴う騒音が増えることから、その対応について質疑が行われました。事業者からは、「車両台数の低減を図る取組を行う。」と回答がございました。

4つ目の「風環境」番号2についてですが、風環境の予測結果では、高層建築物の建設に伴い領域Cとなる箇所において、対策により領域Bに低減するとしているが、領域Bの上限の風速に近いものがあることから、その対応について質疑が行われました。事業者からは、「防風対策を確実に実施するとともに、事後調査で予測を上回る結果が確認された場合には、原因を確認して、対策が必要であれば追加対策を考える。」と回答がありました。

続きまして、16ページ、資料1-2を御覧ください。こちらは、1月21日に行われました「都民の意見を聴く会」における公述意見の概要について説明いたします。

公述人は4名でした。評価項目でまとめますと、「騒音・振動」「風環境」「景観」「廃棄物」

について意見がございました。

「騒音・振動」については、「道路交通騒音について、見解書における事業者の見解から、影響が万が一出た場合、真摯に受け止め改善していく姿勢が感じられない。」、「風環境」については、「高齢者、障害者、幼児を連れた保護者等に対してどのような影響を及ぼすかという視点が見られない。事業者からは、事後調査の結果、対策が必要となった場合には対策を講じるとしているが、高層ビルによる風環境の悪化は様々な場所で既に出現しており、全く有効な対策を講じられていないことを見ても、見解は受け入れられない。」、「景観」については、「超高層建築は街の豊かな景観形成に寄与するものではなく、今の計画では、品川区、大井町駅周辺の地区には全くそぐわない景観となってしまう。」、「廃棄物」については、「見解書では、建設発生土について、受入機関の受入基準への適合を確認した上で、場外搬出することにより、適切に再利用するとあるが、建設発生土が具体的にどのように適切に再利用されるか分からない。」と意見がございました。

事務局からの説明は以上となります。

○齋藤部会長 どうもありがとうございました。

ただいま事務局から資料2点について御説明いただきましたけれども、この2点分けて皆様から御意見を頂きたいと思います。

まず、資料1-1の前の質疑応答についてですけれども、何か修正点、その他不明な点等ございましたら御意見を伺いたいと思います。発言される際には、最初にお名前をお願いいたします。それでは、よろしく願いいたします。いかがでしょうか。——特に修正点等はないということによろしいでしょうか。

特に御意見がないようですので、資料1-2の「都民の意見を聴く会」についてこれから御意見を伺いたいと思いますけれども、まずは、「都民の意見を聴く会」に参加いたしました高橋委員から何か追加することがございましたらコメントをお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○高橋委員 今回4人が参加されたのですが、皆さん結構落ち着いて、自分の論点を整理してしゃべっていただいている、非常に分かりやすい会だったと思います。

特に僕自身の印象に残ったこととしては、担当の「騒音・振動」というよりは、むしろ資料の「その他」のところに書いてある、幾つかあるのですが、「その他」のところを見ていただくと、結構皆さん、道路が狭いことに関して、交通量の増加とか渋滞とかを気にされている方が多いのかなという印象を受けました。

もう一つ、「騒音・振動」の(1)とか「風環境」の(1)のところに書かれているのですが、障害者の方への配慮をもう少ししてくれという意見があったという印象を受けました。

○齋藤部会長 どうもありがとうございました。

ただいま高橋委員からございましたとおり、確かに高齢者を含めた社会的弱者への対応を求める声であるとか、交差点の交通量解析みたいなもので、渋滞というのが、感覚的なものではなくて、もう少し定量的にうまく評価できないのかというようなこと。近隣に住んでいらっしゃる方にとっては、あの場所は渋滞がある、それが今後もさらに渋滞が大きくなってしまわないかという懸念を持っているというようなこともお話があったと思います。

私が思ったところは、1つ、このような再開発をするということは、都市にとって、街にとって非常に重要なことではあるのですが、一方で、その街の個性というか、土地柄ということはどう生かしていくのかということか、残していくのかということか、そこが、いわゆる新しい景観がこれまでの景観とどう変容していったら、そして、意見を頂いた方の中では、大井町の、特に広町地区というところの特性がどう生かされていくのかと。今の再開発の在り方というか、景観を、将来像を見ていると、広町地区の特徴、個性といったものが失われてしまわないか、そのような懸念を持っていらっしゃる。そして、もう1人の方がおっしゃっていたのは、そのような開発が起きたときに、これは4分の1区画なので、その他の地区も同様に開発がされていくと、広町地区ということだけではなくて、大井町駅周辺の土地柄、その個性というか、そこに息づいている息吹というか、そういったもの——感情的な話ですけども、そういったものが失われてしまわないかという懸念をお持ちであるというような形でした。

ですから、環境影響評価の技術的なところはもちろんなのですが、そういった街の個性というものをどう残していくのか、そこがこういった開発に求められていて、おそらくそういった視点も当然この中に組み込んで提案されていると思いますので、住民の方にしっかりと御説明いただくということが必要なのかなというふうには感じました。

ちょっと長くなりましたけれども、以上、参加しました高橋委員、そして私からのコメントでした。

「都民の意見を聴く会」の詳細については事務局から御説明いただきましたけれども、委員のほうから何か御質問、コメント等ございましたらお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。——よろしいでしょうか。

特に御発言がないようですので、総括審議のほうに移りたいと思います。

事務局から資料の御説明をお願いいたします。

○宮田アセスメント担当課長 それでは、資料 1-3 を御覧ください。1-3 は、環境影響評価書案について、第 1 として部会での審議経過と、第 2 として審議の結果を記載しております。

環境影響評価書案の審議結果のまとめに当たって、先ほどの総括審議事項を踏まえて、環境影響評価項目の担当委員から意見があり、指摘する事項としております。

それでは、19 ページ、資料 1-3、「大井町駅周辺広町地区開発」に係る環境影響評価書案について（案）を御覧ください。

## 第 1 審議経過

本審議会では、令和 3 年 7 月 20 日に「大井町駅周辺広町地区開発」環境影響評価書案（以下「評価書案」という。）について諮問されて以降、部会における質疑及び審議を重ね、都民及び関係地域区長の意見等を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

付表には、審議会、部会等における審議事項をまとめております。

## 第 2 審議結果

本事業の評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるとともに、次に指摘する事項について留意すべきである。

### 【大気汚染】

建設機械の稼働に伴う二酸化窒素の最大着地濃度の予測結果では、本事業による相当程度の寄与があり、環境基準を下回るがその値は高い。また、出現地点は工事用車両が集中する出入口に近いことなどから影響の増大も懸念される。このことから、環境保全のための措置を徹底し、大気質への影響の低減に努めること。

### 【騒音・振動】

1 計画地周辺における道路交通騒音は、現況において環境基準値を上回る地点があ

り、工事用車両及び関連車両の走行に伴う騒音が加わることから、環境保全のための措置を徹底し、騒音の低減に努めること。

- 2 工事用車両及び関連車両の唯一の搬出入路である計画地南側の特例都道鮫洲大山線（区役所通り）は、大井町駅前から通じる片側一車線の道路であり、交通量の増加による影響が懸念されることから、道路交通及び騒音・振動の状況の把握に努めること。

### 【風環境】

風環境の予測結果では、現況からの変化は一定程度生じるが、計画建築物の形状及び配置への配慮や防風植栽等の対策により、影響を低減するとしていることから、環境保全のための措置を徹底するとともに、事後調査においてその効果の確認を行い、必要に応じて更なる対策を講じること。

説明は以上となります。

○齋藤部会長 ありがとうございます。

それでは、審議の結果につきまして、環境影響評価項目の各担当の委員のほうから補足することがあればお願いしたいと思います。

項目の順番に、「大気汚染」担当の森川委員からお願いいたします。

○森川委員 今回、寄与も大きいということもあるのですが、出現地点に対する懸念があるということで、こういうふうに書かせていただきました。今、文章を見て、「工事用車両が集中する出入口に近い」と書いたのですが、近いだけで、影響が大きいというのは伝わらないかもしれないなと思って、ここに「人通りが多く」というのをつけたほうがいいのかと今思っているのですが、いかがですかね。

○齋藤部会長 事務局、いかがでしょうか。工事用車両が集中するということだけでなく、人通りが多いということから影響の増大も懸念されるというような記述にしてはどうかという担当委員からの御提案かと思います。

○森川委員 実際出ているところが、たしか歩道のちょうど上ぐらいのところだったかと思うのです。「工事用車両が集中する出入口」だけだと、影響のなぜ大きいのかということが伝わらないかなと思うのですが、

○宮田アセスメント担当課長 では、事務局から発言させていただきます。今回、環境基準



が評価指標という形になっているのですけれども、環境基準については、歩行者を対象にしているというよりは、そこに住まわれている方を対象にして見ているというところがございます。実際、現地のほう、このところは道路に近いところで、商店街と住まわれている方がいらっしゃるというところなので、そういった居住されている方に対する視点がより歩行者よりも重要と考えられますので、確かに人通りが多いというのもあるのですけれども、それよりは地域の視点ということで、環境基準もそういった視点でつくられていますので、事務局としては、このままの表現のほうよろしいのではないかなと考えております。いかがでしょうか。

○森川委員 なるほど。工事用車両が集中する出入口がどこにあるかというところが伝わるというかなと思ったのですけれども、これで伝わるというか、出入口が大事な部分——大事な部分というか、影響が大きそうな部分なのですよということが分かればいいと思います。

○宮田アセスメント担当課長 環境影響評価書案のほうには工事用車両のルートというのが書いてあって、出入口というのもしっかり明記されているので、そこですよということで、評価書案を踏まえての意見となりますので、そこで紐づけはできているのではないかなというふうに事務局は考えます。

○齋藤部会長 私が横から挟んで申し訳ないですけれども、宮田さんから御説明があった商店街であり、そしてそこに居住されている方がいらっしゃるというようなことをあえて伝えなくてもよいのだということですね。今、森川委員の指摘はおそらく、影響の増大というふうなところの原因だけを記載した文章になっているのだけれども、実際にそこに影響される人もいるのだという表現も入れたほうがいいのではないかということだと思うのですが、今、宮田さんから話があったのは、環境基準ということの意味合いからすれば、そこは含まれていることで、あえて入れなくてもいいのではないかということですね。

○宮田アセスメント担当課長 そのとおりでございます。

○齋藤部会長 了解しました。森川委員、どうでしょう。それでよろしいでしょうか。

○森川委員 了解です。

○齋藤部会長 ありがとうございます。では、そのようにしたいと思います。ありがとうございました。

それでは、「騒音・振動」を担当されている高橋委員、いかがでしょうか。

○高橋委員 2つあります。

まず1つ目ですが、これは書かれているとおりでして、現況において騒音に関して環境基

準値を超えているところがありますので、そこに当然工事用車両、関連車両の騒音加わることになるので、そのために保全のための措置を徹底してほしいという意見になります。

2 つ目ですけれども、これは先ほどの「都民の意見を聴く会」のところでも出ていたが、現地周辺は結構道路幅の狭い道路が多くて、そこに交通量が集中してしまうということから、交通量の増加による騒音・振動あるいは渋滞も含めてですが、そういう懸念があるということで、道路交通及び騒音・振動の状況の把握に努めてほしいということです。状況の把握に努めた上で、もし何かあればちゃんと対策してという気持ちも含めての意見になります。

○齋藤部会長 どうもありがとうございました。

それでは、「風環境」の玄委員からコメントがあればお願いいたします。

○玄委員

今ここに書いてありますけれども、今回の影響評価の結果を見ると、対策後の風環境は領域A～Bとなっているものの、1 ランク領域が上のCに近い値になっている個所もあるので、今後新たな問題になる場合もあり得るかなと思っています。なので、事後調査をしっかりと行って行って、問題が発生するようであれば徹底的に対策していただきたく、こういうふうな文章としました。

1 点、今回事業者の方に伝えたいことがあります、評価書案の 290 ページの一番上のところです。「環境保全のための措置」のところ、「予測に反映した措置」の中の 1 番ですが、「計画建物の形状及び配置に配慮した。」と書いてありますけれども、こちらについては具体的な記載がなかったので、ぜひ、どういうふうに配慮されていたかを追加していただけないかなと思っています。ここは事業者のほうで評価書案に今言ったところを追加していただきたいということでもあります。

○齋藤部会長 分かりました。今、答申のための文案がここにあるのですけれども、その文案自体は変更しなくてもよいということですね。そのことについては特に事業者のほうにまた伝えていただきたいというような理解でよろしいでしょうか。

○玄委員 それで結構です。よろしくをお願いします。

○齋藤部会長 分かりました。どうもありがとうございました。

ただいま各委員から御意見を頂きましたけれども、ほかの委員の皆様方から何か御質問、コメント等ございましたら頂きたいと思いますが、いかがでしょうか。——よろしいでしょうか。

特に御発言がないようですので、総括審議に関してはこれにて終了したいと思います。

ただいま御説明いたしました内容で次回の総会に報告したいと思います。御協力ありがとうございました。

○齋藤部会長 それでは、引き続きまして、次第2の(1)、「(仮称)神宮外苑地区市街地再開発事業」環境影響評価書案に係る質疑及び審議を行います。

まず、事業者の方に御出席していただきます。事業者の方はWeb上での出席となります。事業者の方は入室してください。

(事業者入室)

○齋藤部会長 初めに、審議の進め方について御説明いたします。審議は今回を含めて合計4回とする予定です。3回目に審議結果をまとめ、4回目は総括審議となります。

また、事業者参加は、今回を含め3回とする予定です。本日の1回目では、委員の皆様を確認したい点や疑問点などについて質疑を行い、十分に議論していただきたいと考えております。御協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、事務局から資料の説明をお願いいたします。

○宮田アセスメント担当課長 事務局から説明いたします。

それでは、資料2を御覧ください。「(仮称)神宮外苑地区市街地再開発事業」環境影響評価書案に対する都民の意見書及び事業段階関係区長の意見となります。

「1 意見書等の件数」は、都民からの意見書60件、関係区長は、港区長、新宿区長からの意見2件、合計62件でした。

「2 都民からの主な意見」は、環境影響評価項目に関して、「騒音・振動」「生物・生態系」「自然との触れ合い活動の場」「日影」「風環境」「景観」「温室効果ガス」について意見がございました。

「騒音・振動」についてですが、野球場の騒音を懸念し、予測の根拠や計画の見直し等を求めるもの、ラグビー場の騒音を懸念し、コンサート利用による評価等を求めるものがありました。

次に、「生物・生態系」「自然との触れ合い活動の場」についてですが、幾つかありますけれども、いちよう並木のみならず、樹齢100年以上の樹木を倒す環境破壊は最悪の判断とするもの、神宮外苑いちよう並木も含めた多くの樹木で形成される一帯は貴重な憩いの場所で、永久保存すべきであり、樹の伐採はあってはならないとするもの、野球場がいちよう並木のすぐそばに計画され、歴史的に貴重な樹木が伐採されるのは地球環境の破壊だとするもの等

がございました。

次に「日影」については、複合棟Aの建築により、日照や眺望阻害の被害を受けることから、位置の変更等を求めるものがありました。

次に「風環境」についてですが、予測が十分ではなく、再予測とさらなる防風対策を求めるものなどがありました。

次に「景観」についてですが、超高層ビルは青山通りに調和せず、ビルの建設により景観が破壊される、いちょう並木を中心とした景観を破壊する計画は許せないとするもの、それと、新野球場の外壁はいちょう並木に極めて近接し、並木の景観、雰囲気、機能を大きく失わせるもので、並木から後退させてほしい等の意見がありました。

次に3、関係区長として、港区長、新宿区長から意見がありました。

港区長の意見ですが、総論と各論がございまして、環境影響評価項目に関して、「電波障害」「風環境」「史跡・文化財」「景観」について意見がありました。

次に、新宿区長の意見ですが、新宿区長の意見は、環境影響評価書案全般と環境影響評価項目に関して、「大気汚染」「騒音・振動」「土壌汚染」「廃棄物」「風環境」「景観」「温室効果ガス」について意見がありました。

なお、都民及び関係区長からの意見については、事業者から見解書が提出されましたので、現在、見解書の縦覧の手続を進めております。3月7日から縦覧を開始するとともに、環境局のホームページに見解書を掲載いたします。

説明は以上となります。

○齋藤部会長 どうもありがとうございました。

ただいま、都民の意見書及び事業段階関係区長の意見について御説明いただきました。事業内容とか評価書案に関する質問は、これから事業者から説明を受けた後でお願いしたいと思いますが、ただいま事務局から御説明いただいた内容につきまして何か御質問等がありましたら伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。——よろしいでしょうか。

特に御発言がないようですので、次に事業者から各選定項目の予測・評価についての御説明をお願いしたいと思います。事業者の皆様方、本日はよろしく願いいたします。御準備が整いましたら御説明をよろしく願いいたします。

○事業者 それでは、前回の諮問のときから何か月も空いていますので、事業概要と予測結果を御説明させていただきます。

評価書案ですけれども、まず1ページを御覧ください。事業者は、三井不動産株式会社、

宗教法人明治神宮、独立行政法人日本スポーツ振興センター、伊藤忠商事株式会社となっております。代表する事業者は三井不動産株式会社となります。

対象事業の名称は、「(仮称) 神宮外苑地区市街地再開発事業」です。

計画地の位置につきましては、12 ページを御覧ください。計画地は、図の中央、太線で囲った範囲で、東京都港区北青山一丁目、北青山二丁目、新宿区霞ヶ丘町の各一部ほか位置しています。

計画地周辺の道路は、北側には区道第 43-670 号線、東側には特例都道四谷角筈線、南側には一般国道 246 号（青山通り）、西側には特別区道第 1044 号線（スタジアム通り）が通る区域となっております。

計画地近傍の鉄道駅の北側には、JR 中央線の千駄ヶ谷駅、信濃町駅及び都営大江戸線の国立競技場駅が位置しており、また、南側には東京メトロ銀座線の外苑前駅、東側には都営大江戸線、東京メトロ半蔵門線、東京メトロ銀座線の青山一丁目駅があります。

次に 14 ページを御覧ください。計画地内には現在、明治神宮野球場、神宮第二球場、秩父宮ラグビー場、テニスコート、伊藤忠商事東京本社ビルなどがあります。

事業の基本方針につきましては、15 ページを御覧ください。事業の基本方針は、「東京 2020 大会後の神宮外苑地区のまちづくり指針」を踏まえ、周辺特性を踏まえた適切なゾーニング、歩行者ネットワークによる回遊性の実現、緑・広場の整備によるパブリックスペースの拡充の 3 点としております。

次に、16 ページの下の表を御覧ください。表 6. 2-1 に建築計画の概要を示してございます。計画地面積は約 17 万 4,700m<sup>2</sup>、6 つの棟があり、延床面積の合計は約 56 万 5,000m<sup>2</sup>、駐車場台数は約 1,070 台を整備する予定です。

次に 17 ページを御覧ください。建物の配置につきましては、計画地の北側にラグビー場棟、中央に複合棟 A、複合棟 B、文化交流施設棟、野球場棟及び球場併設ホテル棟、南側に事務所棟を配置する計画です。また、計画地の中央に広場を配置するとともに、計画地東側の緑地につきましては、緑豊かな空間の維持・保全に努める計画です。

次に 18 ページを御覧ください。これは複合棟 A、野球場及び球場併設ホテル棟、文化交流施設棟の断面図です。

次に 19 ページを御覧ください。これは複合棟 B、ラグビー場棟の断面図です。

次に 20 ページを御覧ください。これは事務所棟の断面図です。

関連車両の走行経路につきましては 23 ページを御覧ください。関連車両は、特例都道四谷

角管線、一般国道 246 号（青山通り）、特別区道第 1044 号線（スタジアム通り）などを利用して計画建築物に出入りする計画となっております。

次に 24 ページを御覧ください。歩行者動線計画は、計画地を南北につなぐ動線として、新ラグビー場と新野球場を結ぶ歩行者ネットワークの形成により、施設間連携の強化を図り、歩車分離によるバリアフリーかつ安心・安全で人に優しい動線を形成します。また、現在、神宮外苑いちょう並木側とスタジアム通り側のつながりが希薄なため、散策等が可能な東西の歩行者ネットワークの強化を図る計画です。

次に 27 ページを御覧ください。27 ページは緑化計画図となります。緑化に際しましては、新宿御苑から赤坂御用地へと連続する骨格的なまとまりのある緑を維持・保全するとともに、スポーツ施設の周辺には、多種多様な活動を促す開放的な広場空間を整備し、人だまり空間の確保にも配慮したものといたします。また、歩行者動線とも連携して芝生や高木などを配置し、地区特性に応じたメリハリのある緑化を推進します。

青山二丁目交差点から聖徳記念絵画館前へと続く道路沿いの 4 列いちょう並木の保存を行うとともに、いちょう並木東側の緑地、建国記念文庫の広場などの既存樹木を存置もしくは移植により極力残す計画といたします。

また、緑化の整備に当たっては、保存するいちょう並木の生育を考慮し、計画建物の地下躯体の配置などに配慮するとともに、保存・移植などによる植栽だけでなく、新たに植栽した緑につきましても適切に管理・育成を図り、緑の保全に努めてまいります計画となっております。

次に 30 ページを御覧ください。工事についてです。工事につきましては、本事業に係る全体工事期間は表 6.3-1 に示すとおりで、2022 年度から 2035 年度を予定しております。段階的に供用・使用を開始していく予定でございます。ラグビー場及び野球場の段階建て替えのイメージにつきましては、図 6.3-1 に示すとおりです。神宮第二球場解体後、ラグビー場棟新築工事を行い、現在の秩父宮ラグビー場解体後、野球場棟や複合棟 A の新築工事に入ります。その後、現神宮球場を解体し、広場を整備する計画となっております。

続きまして、工事用車両の主な走行ルートにつきましては、33 ページを御覧ください。工事用車両の出入口は、特別区道第 1044 号線（スタジアム通り）、一般国道 246 号（青山通り）、特例都道四谷角管線からの出入りを想定しております。

続きまして、選定した環境影響評価項目について御説明いたします。56 ページを御覧ください。御覧の表から「大気汚染」「騒音・振動」「土壌汚染」「地盤」「水循環」「生物・生態系」

「日影」「電波障害」「風環境」「景観」「史跡・文化財」「自然との触れ合い活動の場」「廃棄物」「温室効果ガス」の14項目を選定しております。

次に、選定した項目の環境に及ぼす影響の評価の結論について御説明いたします。ページを戻りまして、2ページを御覧ください。

初めに「大気汚染」についてでございます。

建設機械の稼働による影響につきましては、二酸化窒素濃度、浮遊粒子状物質濃度とも環境基準を下回ります。工事に当たっては、建設機械による寄与率を少なくするため、事前に作業計画を十分検討し、建設機械の集中稼働を避けた効率的な作業や、最新の排出ガス対策型の建設機械の使用に努めるなどにより、さらなる影響の低減に努めます。

また、工事用車両の走行、関連車両の走行、駐車場利用車両の走行、熱源施設による影響は、いずれも二酸化窒素濃度、浮遊粒子状物質濃度とも環境基準を下回ります。

次に3ページを御覧ください。「騒音・振動」についてです。

建設機械の稼働による影響につきましては、騒音・振動ともに勧告基準を下回ります。また、工事用車両の走行に伴う影響につきましては、騒音は12地点中1地点で既に現況において環境基準を上回っている地点がありますが、そのほかの地点は環境基準を満たしております。振動は規制基準値を全て下回っております。

次に4ページを御覧ください。「土壌汚染」につきましては、計画地の一部はかつての軍用地であったことがある一方で、現時点で計画地内の既存施設は供用中であり、土壌汚染の状態を確認することはできないため、事業の実施に当たりましては、土壌汚染対策法第4条及び環境確保条例第117条に基づく手続を行う予定でございます。なお、土壌汚染状況調査の結果、汚染土壌が確認された場合には、法令に基づき関係機関と調整を行い、飛散・拡散の適切な防止措置を実施するとともに、その内容を事後調査報告書において明らかにする予定でございます。

「地盤」につきましては、本事業では、最深部を含む地下構築範囲の掘削工事において、遮水性及び剛性の高い山留壁を採用します。また、地下躯体の施工に当たりましては、地盤変形などへの影響をできるだけ少なくするために、支保工などにより山留壁を支保する計画です。そして、山留壁の変形が最小限に抑えられ、掘削区域周辺での地盤の変形は生じないと予測しております。また、掘削範囲の周囲を遮水性の高い山留壁で囲うことによって、掘削範囲内の帯水層は分離、遮水されるため、掘削工事などに伴う地下水の水位及び流況の変化の影響は山留壁の外側の帯水層まで及ばず、計画地周辺の地下水位は低下しないと予測し

ております。

次に5ページを御覧ください。「水循環」についてです。水循環につきましては、地下構築範囲の掘削工事において、遮水性及び剛性の高い山留壁を採用し、江戸川層以深の難透水層まで根入れすることにより、第1帯水層及び第2帯水層の地下水位低下、流況の変化を抑制できると予測しています。

次に、6ページの「生物・生態系」です。生物・生態系ですけれども、これにつきましては、評価書案の320ページを御覧ください。320ページの図は、植栽樹種別の緑化計画図ということでございます。本事業の実施に当たりましては、計画地内の並木東側の緑地や、建国記念文庫の広場などの植栽樹の存置または移植により極力保存するとともに、青山二丁目交差点から聖徳記念絵画館前へと続く特例都道四谷角筈線沿いの4列いちょう並木を保存する計画としております。一方、建築計画と重なるため存置することが難しい樹木につきましては、今後詳細な事業計画を検討する中で活力度などについても勘案し、移植の可否を検討する計画となっております。工事完了後におきましては、新たな緑地が加わることにより、緑被率は向上いたします。本事業におきましては、可能な限り既存樹木の保存、移植利用を基本としつつ、計画地周辺に残存する緑地の構成種を中心に植栽し、動植物の生息（育）環境に配慮した緑化計画により新たな緑地を創出することで、計画地周辺も含めた動植物の生息環境は維持・保全されるものと考えております。

続きまして、6ページに戻ります。「日影」についてです。日影につきましては、計画建築物による日影は、日影規制のある地域において、日影規制ライン（敷地境界線から10m）を越えて2時間以上及ぶことはなく、かつ、日影規制ライン（敷地境界から5m）を越えて3時間以上及ぶことはありません。なお、計画地周辺はおおむね再開発等促進区を定める地区計画の地区整備計画の範囲となり、計画地周辺の多くが日影規制の適用除外となることから、計画建築物による日影時間は日影規制の範囲内に収まると予測しております。

次に「電波障害」についてです。計画建築物により、地上デジタル放送につきましては計画地西南西側、衛星放送につきましては計画地北東側及び北北東側においてテレビ電波の遮蔽障害が生じると予測しておりますが、計画建築物によるテレビ電波障害が発生した場合には、適切な電波受信障害対策を講じることにより、テレビ電波障害の影響は解消すると考えております。

続きまして「風環境」についてです。風環境につきましては、植栽などによる防風対策を講じることにより、計画建築物による計画地周辺地域への風環境の変化はあるものの、おお



むね領域 A、B に相当する風環境が維持されているものと考えております。

続きまして「景観」についてでございます。景観につきましては、現況の施設は建て替えられ、新たに計画建築物が出現しますが、主要な構成要素が改変されることはありません。工事の完了後には、多種多様な活動を促す開放的な広場空間が整備されます。また、樹木を極力存置・移植するとともに、新たな樹木を植栽することにより、地区特性に応じたメリハリのあつた緑の空間が創出されます。また、計画建築物の配置に当たりましては、敷地境界から一定の距離を確保することや、計画地には高木など、歩行者動線とも連携した緑化を行い、地区特性に応じたメリハリのあつた緑化を推進することにより、計画建築物による圧迫感の低減に努めます。

次に 8 ページを御覧ください。「史跡・文化財」についてでございます。史跡・文化財につきましては、周知の埋蔵文化財包蔵地が計画地に含まれていることから、本事業の実施により影響を受ける可能性があります。現状の計画地内には既往の建築物が立地しているため、今後、埋蔵文化財の確認調査を行う予定で、調査の方法・範囲につきましては各区の教育委員会と協議を行った上で確定する予定でございます。なお、新たに埋蔵文化財の存在が確認された場合には、港区、新宿区などの教育委員会へ遅滞なく報告し、文化財保護法に基づき適切に対処いたします。

次に「自然との触れ合い活動の場」についてでございます。本事業の実施により、明治神宮外苑の一部が改変されますが、工事の施行に当たっては、青山二丁目交差点から聖徳記念絵画館へと続く 4 列のいちょう並木を保存するとともに、並木東側の緑地や神宮外苑広場などの既存の樹木を存置もしくは移植により極力残し、自然との触れ合い活動の場の保全に努める計画でございます。さらに、本事業では、計画地中央に芝生及び高木植栽による緑豊かなまとまりのある広場空間など、緑空間が創出されます。この緑空間には四方からのアクセスが可能であり、計画施設の利用者、就業者のみならず、地域住民にとっても利用しやすい自然との触れ合い活動の場の創出になると考えております。

次に 9 ページを御覧ください。「廃棄物」についてでございます。既設の建築物の解体に伴う廃棄物の処理につきましては、建設リサイクル法等関係法令に示される事業者の責務を果たすことで、都の建設リサイクル推進計画の目標値を達成するものと考えております。また、既存の建築物に使用されているアスベストにつきましては、石綿障害予防規則等に従い、既存建築物の設計図による調査、現地での目視調査などを実施し、状況に応じた対策を講じながら除去作業を行うことにしております。施設の供用に伴う廃棄物につきましては、法令な

どを遵守し、廃棄物を適正分別して保管場所の管理を徹底するなど、関係法令に示される事業者の責務を果たすことで、これも行政の目標値を達成するものと考えております。

最後に「温室効果ガス」でございます。施設の供用に伴う温室効果ガスの排出量は約4万6,500t/年を予測しておりますが、設備システムの省エネルギー措置や効率化設備の省エネルギー措置などにより、温室効果ガスの発生量の削減、排出抑制を図る計画としております。

以上、簡単ではございますが、「(仮称) 神宮外苑地区市街地再開発事業」環境影響評価書案の概要について御説明させていただきました。ありがとうございました。

○齋藤部会長 どうもありがとうございました。

ただいま御説明いただきました内容につきまして、委員の方から御質問や御意見を伺いたいと思います。

水本委員から手が挙がっているようですので、よろしく願いいたします。

○水本委員 先日、視察の際もありがとうございました。すごくよく分かりました。

1つ目は埋蔵文化財に関してなのですが、こちらはテニスコートですとか、現在グラウンド的に使っている部分に関してと、もう一つ、前は練兵場だったということで、通常のビルなんかよりも非常によく残っている可能性が高いと思われれます。ですので、残りがいいということ、すなわち時間がかかる可能性がありますので、できる限り協議は事前に十全にされるということをお願いしたく、その点については新宿区教育委員会、港区教育委員会との協議にはもう入られているという理解でよろしかったでしょうか。

○事業者 はい。既にそこら辺のやり取りをさせていただいております。

○水本委員 分かりました。では、その辺の動きについては今のところ大丈夫ということで理解いたしました。では、できる限りの協力をお願いしたいと私のほうからもお願いします。

幾つか別のことで質問させていただきたいのですが、住民の方、都民の意見ですとかいろいろな御意見の中で、いちよう並木のことの質問がすごく多かった気がするのですが、この辺は非常に親しみのある景観だと思いますので、その辺りで、景観のところが今後のイメージの4列並木の右手側の空間というのは、一応事前と事後の予想の中で、今後のというところは、今のままの景観を一応今のところは使われているようなのですが、4列並木についての質問がものすごく集中している気がしたのですが、ここについては、例えばですけれども、絵画館側からの眺望ですとか、道を歩きながらのところですか、もう少しいろいろなイメージが持てるようなものを添えられたらいいのかなと思ったのです。これは感想ですが。

心配の中で今のが1点と、もう一つ、騒音等に関して、今後の活用方法で、ライブなんかで使っていくなんていう予想に対する御懸念がかなり出ているのかなと思ったのですが、この辺りは今後いろいろ考えていかれるとは思っているのですけれども、その中で、例えばライブについても稼働時間、この辺り、例えばライブとかコンサート等で使われる際に、事前の物販ですとか、事後の退場時間ですとか、実際のライブ時間とは別の、長い時間で予想していただけるとよりいいのかなと思っています。

それから、視察の際に御説明をすごく頂いたので、スポーツのことにに関して、工事期間もスポーツの大会の実施自体にはあまり影響がないような御配慮を大変されているのかなと思ったのですけれども、それと同時に、スポーツをされる方にとっては、この地域は大変思い入れのある場所である可能性があるのも、これはコメントですけれども、こういう思いですとか思い出、この地区の記憶に対して何か今後、ほかのところにも通じますけれども、この地域の記憶をとどめるような措置というのは考えられているのかを伺いたしたいと思います。これはあくまで意見ということですが、よろしくをお願いします。

○事業者 御質問と意見やアドバイス、ありがとうございました。

まず、いちょう並木のところの御意見が都民の方から多かったということで、評価書案に書かれているように、青山通りの交差点から絵画館へ至る4列のいちょう並木はしっかり残していくということには変わらないというのがまず大前提でございます。当然、残すに当たっては、いろいろな眺望に関しても検討した上でということになると思います。アセスの図書の中で、ほかのアングルとかいう話も少し出ましたけれども、将来像ですので、パースなのかモニタージュなのかは分かりませんが、どういったものが載せられるかというのは検討していこうと思っております。

あと、ライブとかの騒音の話ですかね。これも予測時間、ライブが行われているところだけではなくて、その前後の時間帯まで含めてということで、そこら辺のアドバイスに関しましてはありがとうございます。ここら辺のことにつきましては、かなり運用の話が関わってくると思いますので、これにつきましては、事業者側のほうでもそこら辺は認識しておりますので、今後の運用の検討なのかなと思っております。

最後の、地域の方々のスポーツ利用に対する思い入れとかいうような話ですね。地区の記憶ということですかね。現時点で何か具体的な施設としての検討をしているわけではないのですけれども、これも今後の検討としていきたいと思っております。何かしらここら辺に関して対応することがあった場合には、これはアセスですので事後調査報告書に載せることになりま

すので、その際におそらく審議会のほうでも報告があると思います。

○水本委員 ありがとうございます。

○齋藤部会長 水本委員、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

お二方から手が挙がっていますが、その前に確認だけですけれども、今、水本委員の2つ目の御質問、いちよう並木の景観について、パースもしくはモンタージュでというようなことなのですが、そういったものが見えてこないと住民の皆様方の不安がなかなか拭えない、一体どうなるのというところが見えないのだと思うのですけれども、具体的にそういうものを提示される御予定みたいなものはいつ頃をお考えなのでしょうか。

○事業者 まず、いちよう並木のモンタージュというのですか、現況の写真と開発後の合成写真につきましては本図書の中にも掲載しております。401 ページになります。このような形で、従前・従後という形で、これは景観の視点場でもある有名な視点場ですけれども、奥のほうに絵画館が見えていますけれども、このモンタージュで示させていただいているということでございます。これ以外のアングルにつきましては、どういったものを載せるのか載せないのか。どうしても建物のボリュームとか、あるいはパースの場合はいろいろなファサードのデザインとかも入れなければいけないので、決まっていないものを入れるというのは難しいと思いますけれども、そこら辺も事業者側で、どういったものが載せられるのかというのとは検討して載せていこうというふうには思っています。

○齋藤部会長 分かりました。水本委員からも反対側からの眺望の見え方の話が出ていたので、ぜひ御検討いただければと思います。

○事業者 検討させていただきます。

○齋藤部会長 ありがとうございます。

それでは、奥委員から手が挙がっているようですので、奥委員、お願いいたします。

○奥委員 ありがとうございます。

2点ございまして、1点目は簡単な質問なのですが、現在、伊藤忠商事本社ビルが建っているところに事務所棟が建つと。こちらが190mになるということなのですが、現在の本社ビルのほうは何メートルの高さなのかということと、複合棟Aは185mになるということなのですが、現在そこには事務所とかクラブハウスがございまして、こちらの事務所の現行の高さを教えていただきたいというのが1点目です。

○事業者 1点目につきましては、現在青山通りに建っている事務所のビルは約90mの高さになっております。もう一つ、複合棟Aにつきましては、現状その場所はラグビー場が建っ

ている場所ですので、現状のラグビー場の高さですね。おそらく数十メートルの高さのラグビー場だと思います。

○奥委員 14 ページに事務所、クラブハウスが。

○事業者 クラブハウスも建っておりますね。クラブハウスはたしか2階建てか3階建ての低層の建物になっております。

○奥委員 分かりました。南側にお住まいの方からしてみると、目の前にかなり大きな、壁のような建物が建つという印象になるのだなと思いました。

2点目なのですが、緑に関わるところで、項目で言いますと「生物多様性」「景観」「自然との触れ合い活動の場」、この3つの項目に関わる場所だと思いますが、319ページのところで緑の量の変化について記述していただいております。緑被率は現況を若干上回る、一方、緑の体積のほうは現況をかなり下回るという結果になるということで、表8.6-31のところはその変化が定量的に示されているところですので、この表を拝見しますと、単なる量的な話だけではなくて、質的にも大きく変わるのだということが、特に現況の既存緑地の1、2、3の辺りが小さくなっていくということですので、常緑であったり落葉の広葉樹もしくは針葉樹というものがなくなるということは、かなりその周辺の緑の質的な変化が起こるのだということにもなりますし、それに伴って動物種への影響というものも出てくるだろうということが考えられるわけですね。そういった質的な評価というものもしっかり記載すべきではないかと考えておまして、量的な評価のみならず——量の変化だけを踏まえて、影響の程度が小さいと予測するという結論で果たしていいのかということについては非常に疑問に思っているところです。ぜひ評価書段階では質的な評価というところもしっかりとしていただきたいと考えております。

2点と申し上げたのですが、今の点に関連して教えていただきたいのが、317ページの最後の行に「保存樹木に配慮する計画」というふうにあります。そして、「著しい影響は与えないと予測する。」というふうに締めくくられているのですが、「保存樹木に配慮する計画」というのは具体的にどういうことを意味しているのか、その詳細を教えていただきたいということと、同様に、321ページのほうに、第2段落目の2行目の最後のところから「動物の生息に配慮した植栽計画」と書いてあるのですが、これはどの動物にどのように配慮した植栽計画を意味しているのか、中身が分からないので、単なる作文になってしまっているような気がいたしまして、しっかりと中身をお示しいただきたいと考えております。

○事業者 御質問ありがとうございます。今の質問は、全体として、緑の量だけではなくて、

質ですね。最後の質問にもございました、どの生物を対象に緑を保存するのかとか、そこら辺の話、何をもって生育環境が保存されるのかという話につきましては、評価書案の中にまだ定性的ではあるのですけれども、量だけではなくて、既存の樹木の樹種あるいは樹群に配慮して新しい植栽計画をつくっていくということが定性的には一応評価書案に書かれてはいるのですけれども、確におっしゃるように、もう少し詳しくそこら辺のところを、量だけではなくて質に配慮した緑を残していきますということを追記していくということは検討していこうと思います。これは評価書案ですので、今後、評価書を出していく際に、そこには追記していこうかなと思います。

あと、317 ページ、「保存樹木に配慮する計画」ということですね。これは全ての今ある樹木を移植とか伐採してしまうわけではないので、当然保存する樹木がありますので、そこに配慮して、保存する樹木に影響する環境要素、例えば日陰とか建物計画の部分なんかも配慮しながら今後検討していきますという意味でございます。

○奥委員 分かりました。樹木を保存するとした場合には、その生育環境にも配慮しながらということですね。

○事業者 配慮していくということです。

○奥委員 そういう意味なのですね。分かりました。やはりちゃんと意図されることが伝わるように、こういったところも言葉を評価書段階ではしっかり補っていただいたほうがいいかなと思いました。

○事業者 そうですね。申し訳ございません。これはもう少し詳しく説明するように記載を直しますので、御指摘ありがとうございました。

○奥委員 ありがとうございます。以上でございます。

○齋藤部会長 ありがとうございました。

それでは、横田委員、お願いいたします。

○横田委員 今の奥委員のお話にも非常に近い部分があるかと思うのですけれども、それぞれのパートでお伺いしたいことがあります。

1 つは、緑地の表がありますけれども、表 8.6-31、319 ページの表がありますけれども、これを拝見すると、地上部だけでカウントすると緑被率は減少というふうに読めるかなと思います。植栽樹の屋上緑化の割合が大きいので、そういう意味では、地上部でどこが影響を受けるのかということが非常に重要かなと思っています。既存緑地の割合の変化を見て、数値として半減以下になっているわけなのですけれども、これが平面図から見てとれないと

というのが、非常に理解が難しいなと思います。既存の植栽に関する平面図があまり精細ではないのではないか。306 ページの図と 320 ページの図を対比したときに、どこがどう地上部で緑が減るのかということがまず分かりにくいということが気になっています。あわせて、樹木の健全度について調査されていますけれども、この健全度、活力度の調査結果も併せてそれと見たいところなのですけれども、そういった情報がどういふところを見れば分かるのかということをもまず教えていただきたいと思います。

○事業者 御質問ありがとうございます。一番初めの質問ですが、地上部と屋上部の緑化の場所が分かりづらいというお話で、確かに 320 ページの図に、よく見ると凡例のところ「屋上緑化」と書いてあるのですけれども、緑が何色も使われているので、どの部分がというのがあろうと思うのですけれども、そこら辺につきましては見やすく、どの部分が屋上なのか、どの部分が地上なのかというのは分けて書いていこうと思っております。

ちなみに、画面を見ていただきたいのですが、球場棟、この部分が屋上緑化になりますし、この部分も人工地盤上の建築物ですけれども、屋上緑化になります。あるいは、ここに 2 階建ての低層の建物がございまして、この上も屋上緑化になる。あとは、高層建築物の部分の一部、低層部分とか中層部分のところには緑化を施しているということでございまして、320 ページの図でいきますと、黄緑色の部分が屋上緑化の部分だということでございまして、ここら辺もちょっと分かりづらいかもしれませんので、ここら辺の凡例と併せまして、ぱっと見分かるような色で示していきたいと思っております。

○横田委員 活力度のほうはいかがですか。

○事業者 活力度につきましては、どの部分の木がどの活力度かというのは、今回の評価書案では示しておりません。というのも、一本一本の木で活力度は当然違ってきますので、それをどのように表すかというのがありますので、活力度とその場所とか、その表し方は検討させていただきたいと思います。どうしてもこれは全体として 1,000 本を超えるような樹木の本数になっていきますので、どれが C、D というのも、既存の樹木図でいきますとなかなか表記が難しいというのがありますので、表記の仕方は、申し訳ありませんけれども、検討させていただければと思います。

○横田委員 特に、移植に関わりそうな樹木はどこにあるのかということが非常に重要かと思っております。現状の緑地の分布というのが固まりになってしまっていて、樹木が表現されていないですね。計画のほうは樹木単位で点を落とそうとされていますけれども、現状に関しても同様に整理をしていただきたいなと思います。

○事業者 承知いたしました。

○横田委員 あとは「景観」に関してですけれども、401 ページの、先ほどのいちょう並木の手前の青山二丁目交差点からの景観を近景のいちょう並木への影響と見たときに、野球場の壁面が非常に気になる場所なのですから、この図を見ると、野球場の平面は並木方向に延びているはずなのですから、401 ページの「工事の完了後」について、並木方向に壁面が並行していくはずなのですから、ここで見ると煙突状に見えてしまうというのは、何かフォトモンタージュ上の間違いがあるのではないかと感じるのです。ここはどうでしょう。

○事業者 この部分ですかね。

○横田委員 いえ、これは野球場棟ですけれども、1 本目のいちょうのところに建っているグレーの部分がおそらく壁面の建ち上がりのトップの部分だと思うのですけれども、それが連なるような壁面線になるのではないかとということです。

○事業者 このモンタージュでは防球ネットの部分は示されていませんが、一部、支柱の部分を示しているという形になります。ですので、手前の支柱はちょっと大きい形になっているのですけれども、おそらくこれよりも細いものがずっと並んでいくのかなというふうには思います。

○横田委員 都民意見にもありましたけれども、いちょうと野球場の離隔距離が非常に重要ではないかと思うのです。メンテナンスで例えば樹冠に影響が出てしまうと問題ですし、利用者にも当然影響が大きいですし、そういった関係性が景観から見てとれるような圧迫感の評価が必要かなと思います。ですので、先ほどの多様な手段を用いて景観の再現をしていただきたいということですし、利用者目線で見ても、天空率を出している圧迫感の並木の地点のNo.5 は反対側なのですよね。ですので、直接接している側の利用者の景観に対する影響が見てとれないというところが非常に気になっています。415 ページですね。これは反対側だと思います。ですので、きちんとファサードとの関係を見てとれるような景観の再現をお願いしたいと思います。

あと、「自然との触れ合い活動の場」ですけれども、御存じのとおり、この外苑の緑地というのは明治の時期からの東京の緑地計画の重要な緑地帯でありまして、触れ合い活動として人々がここにどのような期待するものがあるかということをごきちんと踏まえる必要があると考えています。そうしたときに、緑の質として、例えば森林浴であるとか自然観察という部分が必ずしもいちょう並木以外ではないところでも見られたり、人の利用でもそういった歴



史性が見てとれるように思います。そうしたときに、移植についても書いてあるのですが、木を移せばいいというような問題ではない部分があるのではないかと。例えば土壌のマウンドになっているようなところが景観的に何か価値を持っていたり、利用的に価値を持っていて、そういったところで人が歴史性や自然性を感じるというようなこともあるかもしれない。そのように土地環境として見たときの緑というのをきちんと評価する必要があるのではないかなと思います。その辺りは、ここは情報があるはずなので、どれくらいの時期から植栽があるとか、そういう歴史性も少し踏まえた評価をしていただく必要があるのではないかなと考えておまして、例えば昔の計画図であるとか、そのようなものを少し参照しながら、この地域の自然と人の歴史性を表現していただくような配慮をぜひお願いしたいなと思います。いかがでしょうか。

○事業者 承知いたしました。特に最後の「自然との触れ合い活動の場」の話として、ただ単に移植とかではなくて、その土地の環境とかに鑑みて、歴史性とか、あと昔の計画図、確かにございますので、そういうのにも鑑みながら、新しいアメニティーのつくり方ですね、どういうアメニティーをつくっていくのか、ここら辺も確かにおっしゃるとおりですので、評価書の中に記載していこうと思います。

○横田委員 御検討をよろしくお願ひいたします。

○事業者 ありがとうございます。

○齋藤部会長 ありがとうございます。

今この中にございましたけれども、モニタージュ関係の件ですが、不正確なというか、表示されているのかどうか、それからNo.5の先ほどの圧迫感のことも含めてですけれども、そこをぜひ御検討いただきたいと思います。特にモニタージュのところのいちょう並木と野球場の壁面、それからネットの高さ、それと支柱を1本手前側のものを描いていますということなのですが、将来どういふふうになりそうなのか、そこが不透明だったとしても、ある程度、最悪の状況を考えながら評価するのが環境影響評価だと思いますので、それでも大丈夫であるというふうに御説明いただくのがよいかと思うので、支柱1本を描くのではなくて、ネットの状況とかを踏まえて、どういふふうになりそうなのかというところを示していただくのがよいかかなと思うのですが、そこら辺はどうなのでしょう。

○事業者 景観のモニタージュにつきましては、どこまで示せるかというのはあると思います。例えばネットの部分であれば、ネットははっきり言って壁ではないので、なかなかモニタージュで表すのは難しいのかなというのも正直あります。透過性があるわけですから。本

当にネットを——これはCGで作っているわけですがけれども——CG上に細かく入力してやったとしても、ほとんど透けてしまうというのがありますので、モニター上でどのように表すかというのは検討させていただきますということでございます。

○齋藤部会長 その支柱はあそこにあるものだけなのですか、あそこから見えるものは。という理解でよろしいのでしょうか。

○事業者 細かい支柱、細いものがございますよね。その位置までにつきましては、正直まだ検討中というところが本当のところでございます。

○齋藤部会長 分かりました。そういったところをできるだけ具体的に出していただけるのがよいかなと思います。いろいろなことを配慮していただけているとは思いますが、その配慮しているのだということが伝わらないと意味がないので、できるだけ伝わるような形のものを作っていただければと思います。ありがとうございました。

○事業者 こちらこそありがとうございました。

○齋藤部会長 では、玄委員、お願いいたします。

○玄委員 私のほうからは、まず「日影」のほうから質問できればと思っています。評価書案の340ページのところで見ると、敷地外においては日影の影響については特に基準を超えるような場所はないかなと思っているのですが、一番私も気になっているところは、ほかの委員からも指摘があったと思うのですが、やはり東側の並木のところだと思うのです。340ページを先に見ていただいてから320ページを見ていただきたいのですけれども、こちらのほうを見ると、敷地内で東側の並木のところは2時間くらいの日陰があるところがあるのです。この範囲であれば、多分冬になると植栽によって、常緑でなければ日照の影響を受けにくいところもありますので、そういった植物と日照時間の関係の上で移植を行うことを考えていただきたいなと思っています。320ページのほうで見ると、今、水色のところについても多分、冬になっても2時間くらいの日影時間があるのですね。なので、そういう中で常緑樹を入れてどうかということも気になるわけなのです。なので、ここは植物の関係者としてしっかりと検討の上で、日照の関係もしっかりと考察の上で植栽を考えていただきたいなと思っていました。そちらのほうは「日影」に関することです。

あとは「風環境」について質問できればと思います。風環境については379ページ、380ページになりますが、379ページは建設後の対策前ですね。ここから見ると、緑色とかピンク、そういったところは、今のところ見ると基準を超えている、領域Cと領域Dになっているところなのです。対策後はその次のページになっているのです。それで、対策すると、領域C

はまだ残っているところで、領域Dはなくなったというところが見えてきたのですね。建物を建てる時周辺地域への配慮が大事だということをこれまでやってきたのですけれども、今回は、この内部にもたくさんの方がいらっしゃって利用する場ですので、内部と外部の風環境をしっかりと保全していただきたいと思うのです。今のところ見ると、敷地内と外部においても評価を行っているのですけれども、今気になっているところが、383ページを見ると、風速のベクトルの図を見ると、内部のほうがないですね。なので、これはなぜないか非常に気になりました。例えばたくさんの方が集まって利用するところであれば、今外部で風速のベクトルを描いているように、内部も必要ではないかなと思っていました。なので、そういうのも記載できるようにお願いできればと思っています。

あとは、ベクトル図を見ると、今回描いてあるのは、風向が北北西で、次のページだったら南西ですね。基本、風環境の考察では16方位を考える必要がありますので、今回特に2つが選ばれているのは、年間を通じて卓越風がこの風速だったから、これだけをピックアップして今ここで示しているのか、そういうところが気になるのですけれども、その理解で大丈夫ですか。卓越風向が今2つの風向があったという理解で大丈夫ですか。

○事業者 そうですね。北北西と南西の風は東京における卓越風ということで、この2方向を記載させていただきました。

○玄委員 分かりました。ここでは内部について何もベクトルがないので、今回、内部も必要ではないかなと思っているのです。敷地内ですね。なので、そういうのも気にしていただけるといいかなと思っています。

あとは、385ページです。一番上のところなのですから、「環境保全のための措置」のところ、「(1) 予測に反映した措置」で一番上に「計画建物の形状及び配置に配慮した。」と書いてあるのですけれども、具体的にどのようにこれをしているかはここからは分からないなと思っていたのです。なので、ここを具体的にどのように考慮しているかを記載していただきたいと思います。その次の措置については、防風植栽としてどうするか、それが具体的に詳細に書いてありましたので、一番上の、計画建物の形状及び配置についても、できる範囲で詳細に記載していただきたいと思っています。

あと、「景観」について質問があります。409ページを見せていただきたいと思います。これは、上が現況で、下が工事の完了後の様子かなと思うのです。今これの視点がどうなっているかを見ると、No.11なので、代々木公園のところから今の計画地を向けての景観の様子ですかね。

○事業者 そうです。

○玄委員 そうですね。そうすると、ここから見ると、409 ページに戻っていただきたいのですが、緑地がたくさんある中に建物のモンタージュのようなものが描かれてあって、ここから見るとちょっと合わないかなと思うのです。建物がもっと今の樹木の後ろ側ではないですかね。

○事業者 確かに、この樹木の向こう側にビルなどがあるわけですね。ただ、もしもこれは樹木がなかったらこの大きさで、こちらの方向にこの形で見えますよということなのです。

○玄委員 そうすると、それが分かるようにしていただきたいなと思うのです。ここから見ると、樹木の先にどうすればこの建物が建っていることになるか理解しにくかったのです。

あと、私は植物について専門家ではないので分かりませんが、冬になったら葉っぱが全部落ちる落葉樹とかになるのですか。そうではないですか。

○事業者 ここは落葉と常緑でいきますけれども、この場所そのものは常緑が多い場所です。

○玄委員 そうすると、冬でも今のように建物がよく見えない状況というふうに理解して大丈夫ですか。

○事業者 そうですね。ここの緑は厚いですので、かなり密度が重なっているので、ほとんど見えないと思われま。

○玄委員 分かりました。そうすると、今回の景観の絵で表現する際に、実際存在しているのですけれども、多分目にはよく見えないところは1つの色で表して、目に直接見える場合だったら、それも1つの色で表現すると分かりやすいのではないかなと思っていました。今そういうふうになっているのですか。例えば403 ページを見ると、これは工事の完了後の様子だと思うのです。この場合だったら、直接目に見えるところですので。直接見えますよね。

○事業者 403 ページにつきましては、手前に、今既に完成していますけれども、モンタージュを作ったときは工事中ですけれども、このマンションの向こう側に隠れてしまっているので、建物が見えないのですね。

○玄委員 見えないところはこれで表すと。

○事業者 見えないところは緑色のポリウムで描いている。そこら辺につきましては、もうちょっと分かるように注意書きを付すとか、これが計画建物ですよという旗印を立てるとか、そういうので工夫して記載していこうと思います。

○玄委員 そこは分かりやすくなるように記載していただければと思います。

私からは以上であります。

○事業者 ありがとうございます。

○玄委員 ありがとうございます。

○齋藤部会長 どうもありがとうございました。

内部ベクトルの話などもございましたけれども、時間が押してしまっているのも、大変恐縮ですけれども、回答についてはまた別途御回答いただいてという形でお願いしたいと思っております。

今回項目に挙がっている何人かの委員の先生がいらっしゃいます。大変恐縮ですけれども、お時間が押しております。この場で確認しておいたほうがよいということであれば今御意見を伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。と言うとやりにくいかもしれませんが、遠慮なく。——よろしいでしょうか。

ちょっと遅くなってしまいましたので、一旦ここで議事のほうは閉じさせていただきます。ただ、各委員の皆様方で気になる点多々あると思いますので、次回までの間に事務局を通じてやり取りをしていただいて、そしてその報告を次回に併せてやっていただきながら議事を進めていくということで御了解いただければよいかなと思います。ぜひとも御協力いただきたいと思っております。そういう形で、本日の審議は終了させていただきたいと思っております。

事業者の皆様方、ありがとうございました。一旦閉じさせていただきます。

○事業者 ありがとうございました。失礼いたします。

(事業者退室)

○齋藤部会長 遅れておりますが、2 つ目の議事のほうも説明は少なくともしていただきたいと思っておりますので、次第 2 (2) の「(仮称) 渋谷二丁目西地区第一種市街地再開発事業」環境影響評価書案に係る質疑及び審議を行いたいと思っております。

事業者の方の入室をお願いいたします。

(事業者入室)

○齋藤部会長 事業者の皆様方、本日はよろしくをお願いいたします。お待たせいたしました。

さて、審議の進め方を御説明いたします。今回を含めて審議は 3 回を予定しています。1 回目と 2 回目で審議、2 回目に審議結果をまとめて、3 回目は総括審議ということになります。事業者の方には今回と次回、その 2 回に参加していただく予定です。

それでは、本日もしっかりと質疑をお願いしたいと思っておりますが、まずは事務局から御説明をお願いいたします。

○下間アセスメント担当課長 それでは、アセスメント担当課長の下間から説明させていただきます。

それでは、資料3を御覧ください。資料3は、「(仮称)渋谷二丁目西地区第一種市街地再開発事業」環境影響評価書案について、都民の意見書及び事業段階関係区長の意見をまとめたものになります。

意見書等の件数ですが、都民からの意見はございませんでした。関係区長からの意見は、渋谷区長、港区長及び目黒区長の3件がございました。

1 件目としては、渋谷区長の意見がございます。まず全体的な意見がございまして、評価項目に関する意見としては、「大気汚染」「騒音・振動」「風環境」がございました。また、項目以外に「その他」として幾つか意見がございまして、交通量の関係、周辺の近隣地区と開発事業との関係性についての意見がございました。

2 件目の意見としましては、港区長からございます。まず全体的な意見がございまして、次に評価項目としましては、「大気汚染」「騒音・振動」の意見がそれぞれ出されております。

最後に目黒区長から、3 件目の意見として「電波障害」について意見が提出されております。

環境影響評価書案に係る見解書において事業者の見解が記載されておりますので、詳細はそちらを御覧いただければと思います。

説明は以上です。

○齋藤部会長 ありがとうございます。

本来はここで御意見を頂きたいところですが、お時間の関係もありますので、事業者の方に御説明いただいた後、それも含めた質疑という形にさせていただきたいと思います。

それでは、事業者の方、御説明をお願いできますでしょうか。よろしく申し上げます。

○事業者 本日は、お忙しい中お時間を頂きまして、ありがとうございます。

○事業者 評価書案の内容につきまして、事業の概要と評価結果の概要を簡単に御説明いたします。

計画地の位置ですが、渋谷二丁目でございます。計画地の面積が約1万4,500㎡です。計画地の西側に約400mほどの距離にJR東日本の山手線ですとかメトロの渋谷駅が位置してございます。

こちらが現況の内容になっています。計画地内は現在、複数の業務系・商業系の中高層のビルが存在してございます。

配置計画ですが、A街区とB街区というふうに配置してございます。A街区については、最高高さ約50mの建物を計画してございます。

断面図がこちらになります。地上5階・地下1階、駐車場はなくて、使用用途は店舗等でございます。

続きまして、B街区の建物ですが、最高高さが約208mでございます。階数が地上41階・地下4階となっております。こちらに駐車場約298台を整備いたします。使用用途は、事務所、店舗、ホテル、人材育成施設、バスターミナル、駐車場等を予定してございます。

こちらが計画のパース図でございます。このような建物となっております。

続きまして、発生集中交通量についてですけれども、平日3,820台/日を想定してございます。ルートはこちらの図のような形を予定しております。

続きまして、工事計画について御説明いたします。本事業に係る全体工事期間については、2024年度から2029年度にかけての約61か月間の工事を予定してございます。

工事用車両についてですけれども、台数のピークとなるのは工事着工後35か月目でございます。ピーク日において、大型車488台/日、小型車38台/日、合計526台/日を予定してございます。

続きまして、環境影響評価の項目について御説明いたします。こちらの表に示すとおりでございます。本事業は特定の地域における事業ですので、環境影響評価条例施行規則に定めまします環境影響評価の項目を選定してございます。「大気汚染」「騒音・振動」「日影」「電波障害」「風環境」「景観」について予測を行います。「史跡・文化財」につきましては、既存資料の結果、有形文化財ですとか埋蔵文化財包蔵地は確認されておりませんので、環境影響評価項目としては選定してございません。

それでは、予測結果について御説明いたします。

まず、建設機械の稼働に伴う予測結果から御説明いたします。予測した二酸化窒素の将来濃度を日平均値に変換した値は0.073ppmで、環境基準を上回ります。建設機械の稼働に伴う寄与率は66.7%となっております。また、浮遊粒子状物質の将来濃度を日平均値に変換した値は0.055mg/m<sup>3</sup>で、環境基準値を下回ります。建設機械の稼働に伴う寄与率は25%です。工事の施行に当たりましては、建設機械による寄与濃度を極力少なくするために、事前に作業計画を十分検討し、建設機械の集中稼働を避けた効率的稼働及び平準化に努めます。また、最新の排出ガス対策型の建設機械の使用に努めますとともに、不必要なアイドリングの防止や良質な燃料の使用などにより、影響の低減に努めてまいります。

続きまして、工事用車両の走行に伴う影響について御説明いたします。二酸化窒素の将来濃度は0.037～0.042ppmでして、環境基準値を満足いたします。工事用車両の走行による寄与率は0.02～0.72%です。浮遊粒子状物質の将来濃度は0.043mg/m<sup>3</sup>で、環境基準値を下回ります。工事用車両の走行による寄与率は0.01%未満となっております。

続きまして、工事の完了後について御説明いたします。

まず、車両の走行に伴う影響ですけれども、二酸化窒素の将来濃度を日平均値に変換した値は0.037～0.041ppmで、環境基準値を満足いたします。寄与率は0.06～1.02%です。浮遊粒子状物質の将来濃度を日平均値に変換した値は0.043mg/m<sup>3</sup>で、環境基準値を下回ります。寄与率は0.01～0.02%でございます。

続きまして、地下駐車場の影響について御説明いたします。二酸化窒素の将来濃度は0.039ppmで、環境基準値を下回ります。地下駐車場の供用に伴う寄与率は10.56%となっております。浮遊粒子状物質の将来濃度を日平均値に変換した値は0.043mg/m<sup>3</sup>で、環境基準値を下回ります。寄与率は0.17%となっております。

最後に、熱源施設からの影響を御説明いたします。二酸化窒素の将来濃度を日平均値に変換した値は0.037ppmで、環境基準値を下回ります。熱源施設の稼働に伴う寄与率は0.6%となっております。

続きまして、「騒音・振動」について御説明いたします。建設機械の稼働に伴う騒音についてですけれども、解体工事を対象としました工事着工後10か月目において最大71dBとなっており、勧告基準を下回ります。また、新築工事を対象としました工事着工後33か月目での値は最大68dBとなっております。こちらも勧告基準を下回ります。

続きまして、建設機械の稼働に伴う振動についてですけれども、解体を対象とした10か月目での最大は65dBで、勧告基準を下回ります。新築工事を対象とした33か月目においても最大で61dBで、勧告基準を下回る結果となっております。

工事用車両の走行について御説明いたします。予測地点における走行に伴う道路交通の騒音レベルは、昼間で65～69dBで、全ての地点で環境基準値を満足いたします。騒音レベルの増加分は1dB未満となっております。振動レベルは、昼間が40～48dB、夜間は36～45dBで、規制基準値を下回ります。

続きまして、「日影」について御説明いたします。

こちらが等時間日影となっております。冬至日における日影の範囲ですけれども、計画地敷地境界から北西側約1,400m、北側320mを経て、北東側1,480mの範囲に及ぶものと予測し



ます。

等時間日影は、こちらの図面に示すとおりです。4 時間以上の日影が及ぶ範囲は、計画地の敷地境界から最大 70m の範囲と予測しております。計画建築物による日影時間は日影規制の範囲に収まるものと予測してございます。

続きまして、「電波障害」について御説明いたします。

予測結果の図が、こちらに表示しているものとなっております。地上デジタル放送の遮蔽障害が生じる範囲は、関東広域放送局においては南西方向最大幅約 220m で、距離が 860m です。MX テレビについては幅約 220m、距離 1,270m の範囲に分布すると予測しております。遮蔽障害が予測される計画地南西側には、ケーブルテレビ加入建物がこちらの図の青で示すとおり数件分布してございます。

衛星放送での遮蔽障害については、こちらの図面に示すとおりとなっております。計画地北東側及び北北東側の方向に発生すると予測しております。

これらの影響への対応としましては、計画建築物によるテレビ電波障害が発生した場合には、ケーブルテレビの活用など適切な電波障害対策などを講じまして、影響を解消することとしてございます。

続きまして、「風環境」について御説明いたします。風環境の結果ですけれども、対策後についてのみ省略で説明させていただきますと、測定点の約 65% に当たる地点が領域 A となっております。領域 B は 34%、領域 C は 1%、領域 D は確認されてございません。建設前と比べて 1 段階増加した地点が 26 地点、2 段階増加した地点はございませんでした。建設後・対策前に領域 C となった B 街区 1 階の東側の地点については、領域 B に改善いたしました。周辺の配慮する施設の風環境については、建設前と対策後において変化がないように配慮してございます。

最後に「景観」について御説明いたします。こちらはフォトモンタージュを示しておりますけれども、計画している高層建築物は、周辺の渋谷クロスタワーですとかヒカリエ、スクランブルスクエアなどの高層建築物群の新たな景観要素の一部として加わることで、景観に調和するものと予測してございます。

圧迫感については、こちらの写真に示すとおりでございますけれども、No.1 で 7 ポイント、No.2 で 4 ポイント、No.3 で 6 ポイント、No.4 で 6.5 ポイント程度、No.5 で 0.95 ポイント増加するものと予測してございます。

駆け足で申し訳ございませんが、以上が概要説明となります。ありがとうございます。

○齋藤部会長 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました内容、それから先ほど事務局から説明いただきましたことも踏まえまして何か御質問、御意見があればお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。

時間を気にして皆さん出にくいかと思えますけれども、事務局と御相談ですが、質問をこの会議の後で預かって、やり取りをするという形でよろしいでしょうか。

○事業者 すみません、事業者でございます。本日ですけれども、B 街区広場のパースをお示しするようにという宿題を頂いておりまして、イメージだけなのですがお持ちしていますので、画面で簡単に御覧だけお願いできればなと思います。

○齋藤部会長 ぜひよろしく願いいたします。

○事業者 3 枚パースをお持ちしております。現地も御覧いただいているかと思えますが、B 街区の南側でございます。六本木通り沿いのところに広場を計画しておりますというところで、渋谷になかなかないような憩いの空間を整備していきたいと考えております。

こちらが六本木通りから見たパースでございまして、このような大屋根の広場を造っていきたくて考えております。このような芝生も整備して、渋谷に足りない憩いの空間というものを整備していきたいと考えておりまして、簡単なのですが、パースとして御覧いただきました。ありがとうございます。

○齋藤部会長 ありがとうございます。

大変恐縮なのですが、本日お時間が超過しておりますので、御質問については事務局で預かっていただいて、次回までの間に回答いただいて、その紹介を次回受けて、それも含めての質疑とさせていただきたいと考えてございます。本件は事業者に来ていただく回数が 2 回しかないのですけれども、そのような取扱いにさせていただければと思います。

○宮田アセスメント担当課長 では、今月中を目途に委員の皆様から本日質問を予定されたものについてお送りいただきまして、事務局のほうから事業者様のほうにお伝えしまして、次回の資料に掲載の上、事業者様のほうから御説明していただきたいと思えます。事業者の皆様のお協力もよろしくお願いいたしますと思えますけれども、いかがでしょうか。

○事業者 かしこまりました。そのような段取りで対応させていただければと思います。よろしく願いいたします。

○齋藤部会長 どうぞよろしく願いいたします。

○事業者 ありがとうございます。

○齋藤部会長 それでは、大変恐縮ですけれども、本日はこれにて審議を終了したいと思います。

事業者の皆様方、どうもありがとうございました。また次回よろしくお願ひいたします。

○事業者 ありがとうございました。それでは、失礼いたします。

(事業者退室)

○齋藤部会長 最後に何か皆様方から御意見等ございますでしょうか。

○宮田アセスメント担当課長 すみません、事務局から1点。先ほど、神宮につきましても、時間の関係で質問が十分にできなかったところがあるかと思ひます。ですので、委員の皆様から今月中を目途に神宮の件につきましても事務局のほうにお送りいただきたいと思ひます。事務局のほうで事業者にお送りしまして、回答は次回の資料に掲載の上、事業者から御説明をしていただくような形で進めたいと思ひております。よろしくお願ひいたします。

○齋藤部会長 ありがとうございました。そのような形で進めさせていただきたいと思ひますが、ほかに何かございますでしょうか。——よろしいでしょうか。

特にないようですので、これで第一部会を終了したいと思います。皆様どうもありがとうございました。

傍聴の方は退室をお願ひいたします。

(傍聴人退室)

(午後0時13分閉会)